

医療法人社団洗心 えがお訪問看護ステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団洗心が開設する医療法人社団洗心 えがお訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う訪問看護及び介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）は、ステーションの看護師等が、要介護状態又は要支援状態にあり、主治医が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(事業の運営方針)

第2条 ステーションの看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養ができるように支援する。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1 主たる事業所

- ・ 名称 医療法人社団洗心 えがお訪問看護ステーション
- ・ 所在地 千葉県松戸市松戸新田2-1-2 穀物菜館ビル402号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

1 管理者 看護師 1名

管理者は、ステーションの従業者の管理、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の利用の申込みに係る調整、主治医との連携・調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

2 看護師等 看護師 2.5人以上(常勤換算)

理学療法士等 若干名

看護師等は、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に当たる。

なお、看護職員は(准看護師を除く)は訪問看護計画書及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書)を作成する。

また、理学療法士等が提供する指定訪問看護等については、当該計画書及び報告書を看護職員(准看護師を除く)と理学療法士等が連携して作成する。

3 事務職員 1名(非常勤)

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日までとする。但し12月31日～1月3日までを除く。
- 2 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
- 3 訪問看護サービス対応日 必要に応じて対応する。
- 4 訪問看護サービス対応時間 午前9時から午後5時までとする。
- 5 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容)

第6条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容は、次のとおりとする。

- 1 病状・障害の観察
- 2 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 3 療養上の世話
- 4 褥創の予防・処置
- 5 リハビリテーション
- 6 認知症患者の看護
- 7 療養生活や介護方法の指導
- 8 カテーテル等の管理
- 9 その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護が法定受領サービスであるときには、基準上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。なお、健康保険の場合は、診療報酬の額による。

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- | | |
|---------------------------------|--------|
| ① 通常の実施地域を超えた地点から片道5km未満 | 300円 |
| ② 通常の実施地域を超えた地点から片道5km以上10km未満 | 500円 |
| ③ 通常の実施地域を超えた地点から片道10km以上15km未満 | 1,000円 |
| ④ 通常の実施地域を超えた地点から片道15km以上 | 2,000円 |

3 死後の処理料は、21600円とする。

- 4 利用者の都合によりサービスを中止する場合には、サービス利用前日17時までに連絡がない場合にはキャンセル料として1,000円を徴収する。利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない場合には不要とする。
- 5 前三項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、松戸市全域とする。

（緊急時等における対応方法）

- 第9条 看護師等は、訪問看護及び介護予防訪問看護を提供中に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。
- 2 看護職員は、前項について、しかるべき処置をした場合は、すみやかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

（相談・苦情）

第10条 ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

（事故処理）

- 第11条 ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をする。
- 3 ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（個人情報の保護）

- 第12条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について個人情報保護に関する法律その他規範を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
2. 事業者が得た利用者または家族の個人情報については、事業者での訪問看護サービスの提供以外の目的では利用しないものとし、外部への情報提供については利用者または家族の同意をあらかじめ書面により得るものとする。

(業務継続計画の策定・感染対策について)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するため、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施するものとする。
3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
4. 事業所は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
5. 事業所は、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね半年に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防および蔓延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防および蔓延防止のための研修および訓練を定期的実施する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第14条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に十分に周知する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体拘束の適正化)

第15条 利用者などの生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないとし、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 ステーションは、看護師等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 1 採用時研修 採用後 3 月以内
継続研修 年 2 回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人洗心と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

この規程は、令和元年 10 月 1 日 改定
令和 2 年 9 月 1 日 改定
令和 2 年 12 月 16 日 改定
令和 3 年 10 月 31 日 改定
令和 5 年 9 月 15 日 改定
令和 6 年 5 月 24 日 改定